

## 2021 年度オーストラリア連邦政府予算案 (2021 年 5 月 11 日発表)



昨年 10 月に予算案が発表されてから、まだ半年ほどしか経っていませんが、2021 年度予算案が 2021 年 5 月 11 日に発表されました。予想よりも少なく済んだ赤字、次の選挙に向けての準備、そして長期的な投資など、様々な要素を基に考えられた内容と言えるでしょう。

高齢者介護に 177 億ドルを投じる、定額所得者に優しい税金控除継続、COVID ワクチンの導入（拡大）、メンタルヘルスに 20 億ドル投資、育児補助金の増額や暴力阻止対策への資金調達などといった女性のための経済パッケージを用意するなど、今回の予算案は、人道的な内容であると言われています（選挙に向けてのアピールだと批判する人もいますが・・・）。

税金面を見てみると、大きな改革というよりは、前回発表され施行された特別措置や控除の延長が見られます。

ブリス洋子公認会計士事務所より、主要なポイントを以下にまとめます。

- 低中所得者への税金控除延長
- 医療税非課税額上昇
- 教育費控除額の基礎非控除額の廃止
- 一人親家庭には住宅購入額の 2% 頭金
- 初回住宅購入者には 5% 頭金（ファーストホームスキーム）
- ファーストホーム・スーパー・セイバー・スキーム（FHSSS）
- 67 歳から 74 歳の方就労条件なしでスーパーへの積立が可能に
- 持ち家の売却金をスーパーに積立て（Downsizer Contribution）60 歳から可能に
- 月額 \$ 450 未満の給与に対してもスーパー積み立ての義務化
- 資産一括償却延長
- 会社の欠損金を過去の利益と相殺する Loss-Carry Back 延長
- 居住者テストの簡素化
- Employee Share Scheme（ESS）Employee Share Scheme（ESS）の簡素化

- 「パテントボックス」の導入：医療やバイオテクノロジー関連の特許から得られる収入に対する税の優遇措置
- デジタル経済のための税制上および投資上の優遇措置
- 無形資産減価償却の簡素化
- 学生ビザ労働時間延長
- 外国企業への早期関与サービス

## **個人納税者関連**

### **1. Low and Middle Income Tax Offset (LMITO) 延長（低中所得者への税金控除）**

LMITO により、\$126,000 までの所得の納税者については、最高で\$1,080 の税金控除が 2022 年度まで延長されます。

### **2. 医療税の非課税額上昇**

医療税は、個人の課税対象所得に対して 2%が課せられます。現状は、その所得が\$22,801 までであれば、医療税は免除されます。その非課税額が、2020 年 7 月 1 日より\$23,226 となります（2021 年度のタックスリターンにおいて反映されると思われる）。尚、家族の非課税額は、現状は、\$38,474、2021 年度は\$39,167 となります。

### **3. 教育費控除額の基礎非控除額の廃止**

現在は、工作上必要な教育や研修を受けた場合、一定の関連費用については、\$ 250 分を経費とすることができません。しかし、可決されれば、この \$ 250 非控除額が廃止されます（例えば、\$ 500 の経費があったとして、これまでは、そのうちの \$ 250 のみが経費と認められましたが、予算案が可決されると、\$ 500 全てが経費となります）。

### **4. 一人親家庭には住宅購入額 2%頭金**

一人親家庭の場合、2021 年 7 月 1 日から、2%の頭金でホームローンへのアクセスが可能になります。政府は 10,000 人の一人親に対して、これを保証します。通常のリモの頭金 18%が、担保保険なしで保証されます。対象となる不動産は、ファーストホームである必要はありません。オーストラリアの市民権を持ち、18 歳以上の一人親が対象。そして年間の課税対象となる所得が \$125,000 未満であることが条件。

### **5. 初回住宅購入者には 5%頭金（ファーストホームスキーム）**

もともと施行されていたファーストホームスキームが、2022 年 6 月 30 日まで延長されます。新たに 10,000 件の枠が設けられます。対象となる購入者は、5%の頭金が求められ、政府がリモの頭金である 15%までを保証します。

## 6. ファーストホーム・スーパー・セイバー・スキーム (FHSSS)

通常は、一定の年齢まで引き出すことができないスーパーアニュエーションですが、このスキームのもとでは、積立てたスーパーや、それにより得られた利益（積立て金は、スーパーファンドの中で投資に充てられるため、利息や配当などの利益が得られる）を、ファーストホーム購入の目的で一定額まで引き出すことができます。この上限額は、現在 \$ 30,000 ですが、\$ 50,000 に引き上げられます。

## 7. 67 歳から 74 歳の方就労条件なしでスーパーへの積立が可能に

これまでは、67 歳から 74 歳の方は、仕事をしていなければ、スーパーを積み立てることができませんでした（30 日の間に最低でも 40 時間は就労していることが条件）が、2022 年 7 月から、この条件を満たしていなくても、積立てることができるようになります。対象となるのは、節税を目的としない自己拠出積立て、または、給与からの天引きとして積み立てたスーパーです。反対に、自己拠出でも節税目的として積み立てたスーパーについては、引き続き就労が条件となります。

## 8. 持ち家の売却金をスーパーに積立て (Downsizer Contribution) 60 歳から可能に

2022 年 7 月 1 日から、60 歳以上からでも、居住していた家の売却額を、独身者の場合には、\$ 300,000 まで（夫婦の場合には、\$ 600,000 まで）をスーパーに積み立てることができるようになります。通常は、スーパーへの積立額には、毎年上限があるのですが、この場合には、その上限に含まれません。対象となるのは、過去 10 年以上居住していた家となります。

## ビジネス関連

## 9. 月額 \$ 450 未満の給与に対してもスーパー積み立ての義務化

これまでは、月額の給与が \$ 450 未満の従業員については、雇用主はスーパーを積み立てる義務はありませんでした。しかし、2022 年 7 月からは、給与額がいくらであってもスーパーを積み立てる義務が発生します。

## 10. 資産一括償却の延長

グループの年商が 50 億ドル未満である事業は、固定資産を一括償却できるという措置が、現状では 2022 年 6 月 30 日までですが、2023 年 6 月 30 日まで延長となります。車両については、高級車上限が引き続き適用されます（例えば、2021 年度の高級車の上限は \$59,136 で、これ以上の額については、減価償却や GST の対象とならない）。

## 11. 会社の欠損金を過去の利益と相殺する Loss-Carry Back 延長

通常は、現在の利益を、過去の赤字と相殺することができますが、Loss-Carry Back は、その「逆」となります。会社のグループ年商が 50 億ドル未満の会社は期間限定で、過去の利益と、現在の赤字を相殺することができます。それにより、過去に納税した税金の還付を受けることができます。対象となるのは、2020 年度、2021 年度、2022 年度に加えて 2023 年度の税金上の赤字で、2019 年度以降の利益と相殺することができます。

## 12. 居住者テストの簡素化

現状では、自身が税金上の居住者であるかどうかを見極めるのが困難ですが、簡潔化されます。基本的には、オーストラリアに 183 日以上居住していれば、税金上の居住者であるという内容になります。183 日以上滞在していないということであれば、引き続き他の要素を見ることになります。

## 13. Employee Share Scheme (ESS) Employee Share Scheme (ESS) の簡素化

良い人材を確保するためには、大企業ですと、従業員に会社の株を市場よりも低い価格で購入できる機会を提供すると言ったことがあります（かなり簡単な説明ですが）。これを Employee Share Scheme (ESS) と言います。これまでは、雇用が終了した時点で課税されるという仕組みでしたが、予算案可決により、納税のタイミングを延長したり、従業員自身で決定できるようになります。

## 14. 「パテントボックス」の導入：医療やバイオテクノロジー関連の特許から得られる収入に対する税の優遇措置

2022 年 7 月 1 日以降、オーストラリアの医療およびバイオテクノロジー関連の特許から得られる収入は、2 億 600 万ドルの「パテントボックス」税制により、法人税率 17%の優遇措置が適用されます。

予算発表後に申請され、認められた特許のみが対象となり、開発は国内で行われる必要があります。これは、「パテントボックス」は、事業が IP をオーストラリア国内に留めることに報いるという性質からです。

## 15. デジタル経済のための税制上および投資上の優遇措置

対象となるオーストラリアのゲーム関連支出を 50 万ドル以上支出した場合、対象企業は、30%の税金控除を受けることができます（控除は還付となります）。デジタルゲーム税の税金控除は、2022 年 7 月 1 日より、オーストラリアに居住する事業またはオーストラリアに恒久的施設を有する外国人居住者の企業が対象となります。2021 年中頃より、どのような条件下においてそのような控除が可能になるのか等、業界協議が開始されます。

## 16. 無形資産減価償却の簡素化

所得税法が改正され、特定の無形資産の有効期間について、現在法律で定められている有効期間を使用する必要はなく、納税者が自己評価できるようになります。この措置は、2023 年 7 月 1 日以降に取得した資産（一時的な全額費用化制度が終了した後）に適用され、特許、登録意匠、著作権、および税務上の自社ソフトウェアが含まれます。納税者は、法定耐用年数よりも短い有効期間を持つ資産を自己評価した場合、控除を繰り延べることができます。

## 17. 学生ビザ労働時間延長

学生ビザをお持ちの方は、以下の業界にて一時的に 2 週間に 40 時間以上の労働が可能になります。

- 観光・ホスピタリティ部門 - 学生ビザ保有者は、観光・ホスピタリティ部門で雇用されている限り、2 週間に 40 時間を超えて働くことができますようになります。
- 農業分野 - 2021 年 1 月 5 日より、学生ビザ保持者に課せられていた労働制限条件が一時的に解除され、これらのビザ保持者が農業分野で雇用されている場合、2 週間に 40 時間以上の労働が可能となりました。政府は、テンポラリー・アクティビティ・ビザ（サブクラス 408）の申請者が農業に従事する場合、オーストラリアを出国しようとしていることを証明する必要性を撤廃しました。また、臨時ビザ保持者が臨時活動ビザを申請できる期間は、ビザ失効の 28 日前から 90 日前に延長されました。

## 18. 外国企業への早期関与サービス

オーストラリア国税局（ATO）は、オーストラリアへの投資を検討している外国企業を対象とした新しい早期関与サービスを導入します。このサービスは、オーストラリアの税法がどのように適用されるかについて、外国人投資家に安心感を与えることを目的としており、特定の投資家に合わせてカスタマイズされます。ATO のサービスは、特定のプロジェクトのタイムフレームに対応し、迅速なプライベートレーリングへのアクセスを提供することが想定されています。

\*\*\*\*\*

上記の内容について、ご質問やコメントがありましたら、以下までどうぞ！

[info@ybabs.com.au](mailto:info@ybabs.com.au)

\*\*\*\*\*



**TEL: +61 7 5667 9245**

**FAX: +61 7 5667 9254**

**PO Box 81 Ashmore City Ashmore QLD 4214**

**Suite 2204 Level 2 Southport Central Tower 2**

**5 Lawson Street, Southport QLD 4215**

**W: [www.ybabs.com.au](http://www.ybabs.com.au)**

*Liability limited by a scheme approved under Professional Standard Legislation.*

ブリース洋子公認会計事務所は、掲載記事の正確さに万全を期しておりますが、掲載後にデータや情報に変更の可能性あることをご了承くださいませ。また、内容に関しましては、必ずしも見解を反映したものではないことをお断りします。掲載内容の無断転載を禁じます。